北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」

事業概要

(令和6年度事業概要及び令和5年度事業報告)



北区 パープルリボンシンボルマーク



北区 Kita-Ally ロ゛マーク

令和6年5月

北区

目 次

事業概要

Ι	施設概要	1
\mathbb{I}	組織及び運営体制	3
\blacksquare	事業概要等	4
	1 啓発事業	• • • • • • 4
	(1)ゆうレポートの発行	• • • • • • 4
	(2)北区男女共同参画週間事業	
	(3) 北区さんかく大学	•••• 6
	(4)女性の活躍推進応援塾	•••• 7
	(5)スペースゆう主催講座	•••• 9
	(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	• • • • • • • 11
	(7)区民企画協働事業	••••• 12
	(8)出前講座	••••• 13
	(9)人権啓発事業	••••• 13
	(10)スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー	• • • • • • • 14
	(11)にじいろ交流スペースKITA	• • • • • • • 14
	(12)性の多様性に関する理解促進のための啓発事業	••••• 15
	(13)共催事業	••••• 15
	(14)その他の啓発事業	• • • • • • • • 16
	2 相談事業	••••• 17
	過去5か年度の相談種類別 相談件数	••••• 17
	(1) こころと生き方・DV相談	••••• 17
	(2)DV専用ダイヤル(電話相談)	••••• 18
	(3)女性のための法律相談	••••• 19
	(4)にじいろ電話相談	20
	(5)にじいろ法律相談	••••• 21
	(6)女性のためのLINE相談To U(トゥユー)	••••• 22
	3 施設運営	••••• 23
	過去5か年度の施設別 利用件数及び人数	
	(1)多目的室利用状況	
	(2) その他の施設の利用内訳	••••• 25
	4 団体登録状況	26
	5 情報コーナー(所蔵数・貸出状況)	
0	参考資料	
_	東京都北区男女共同参画条例	• • • • • • • 27
	東京都北区スペースゆう条例	

I 施設概要

1 名 称 … 東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)

2 愛 称 …… スペースゆう

*「スペース」は場所・宇宙という意味であり、開設当時、 プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。 また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」という意味のほか、 友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び(憩い)の場で ある「遊」という思いをこめたものである。

3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階

4 設置年月日… 昭和 46 年(1971年)3月1日婦人センターとして設置され、平成4年(1992年)4月1日女性センターに名称を変更、平成16年(2004年)4月1日北とぴあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成29年(2017年)4月1日スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)に名称を変更。

5 開館時間 …… 9:00~21:00 (日曜日 9:00~17:00)

6 休館日 ····· 月曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日)

7 施設概要(総面積:633.59 ㎡)

室名	面積(㎡)	定員(名)	概 要
	(m)	(4)	
多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・ 研修会等に利用できる(有料)。
多目的室B	51	30	
情報コーナー	_	12	男女共同参画や多様性等に関する図書・雑誌・行政資料・DVD等を閲覧したり借りたりすることができる。
交流サロン	_	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用 できる。
活動コーナー	_	10	グループでの活動・打ち合わせ等に利用できる。
相談室 1	9.5	4	こころと生き方・DV 相談・女性のための法律相
相談室 2	10	5	談等の相談を受けることができる。
ミーティング゛ルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

8 施設の利用(有料施設)

多目的室 A·B

男女共同参画を推進する活動を行う際に利用することができる。

なお、登録団体は、施設使用料が5割減額となる。

9 団体登録の要件

- (1) 学習・相互交流等により男女共同参画社会をめざして活動する団体であること。
- (2) 構成員が5名以上で過半数が区内在住・在勤・在学の者で占められている団体であること。
- (3) 営利・政治・宗教を目的とせず、継続的・計画的に男女共同参画推進に関する事業を行っている団体であること。
- (4) 公益活動(ボランティア・福祉・地域・区主催事業参加等)を計画立案・報告ができる団体であること。

10 施設利用の申し込み

室 名	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A•B	利用日の2ヶ月前の日が属する月の初日	10:00~	スペース ゆう	①申し込みの順番を 決める番号を引く。②若い番号順に受付。③以降は随時受付。

11 施設使用料 • 付帯設備使用料

(1) 施設使用料

()内は5割減額時

室名	定員(名)	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
多目的室A	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
多目的室B	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

(2) 付帯設備使用料 (5割減額の対象外)

種類	単 位	使 用 料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオ・音響セット	1台	200円
プロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用電源設備	1 🗆	200円

Ⅱ 組織及び運営体制(令和6年4月1日現在)

1 組織

総務部 ― 多様性社会推進課 ― 課務担当主査 スペースゆう

2 スペースゆう運営体制

スペースゆう所長 (多様性社会推進課長事務取扱) 専門スタッフ (会計年度任用職員)

Ⅲ 事業概要等

1 啓発事業

(1) ゆうレポートの発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、年3回、情報誌「ゆうレポート」を発行している。

No.	内容	発 行 日
No.58	 ●特集 性の多様性を尊重し合える社会をめざして 〜知っておきたい SOGI と LGBTQ+の基礎知識〜 北区パートナーシップ宣誓制度の開始から 1 周年をむかえました ●PICK UP ようこそ!「スペースゆう」へ ●INFORMATION 毎年6月23日〜29日は男女共同参画週間です スペースゆう 令和5年度 年間事業予定 	6月9日
No.59	 ●特集 深刻化するDV コントロールされ、ストーキングされる怖さと法改正 ●CLOSE UP 令和5年度 男女共同参画週間講演会 出会いこそ、生きるカ ~心には、国籍も国境も性別も関係ない~ サヘル・ローズ氏 ●講座レポート 令和5年度 女性の活躍推進応援塾 エンパワーメントセミナー キッチンの窓をあけて、社会とつながる ~ "楽しい" から始めよう~ 枝元 なほみ氏 ●COLUMN 「専業主婦の方が子どもが多い」という国民的誤解 ~アンコンシャス・バイアスがまねく止まらぬ少子化~ 天野 警南子氏 	10月31日
No.60	 ●特集 北区さんかく大学 連続5回講座 学校教育とジェンダー ~学校の「男女平等神話」を問う~ ●CLOSE UP 令和5年度 北区男女共同参画に関する意識・意向調査を実施しました ●講座レポート 令和5年度 DV 理解基礎講座 安心できる家族をつくるために ~「タフラブ」を知る~ 信田 さよ子氏 ●インタビュー 日常使いのオーガニックで、キッチンから食と環境を考えていきたいオーガニックステーション飛鳥山テラスオーナー 早瀬 可依子氏 	3月8日

(2) 男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念への理解を深めるため、国が定める「男女共同参画週間(6月)」にあわせて講演会等を実施している。

講演会·映画会 日 時 会 場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
講演会 出会いこそ、生きるカ ~心には、国籍も国境も性別も関係ない~ 6月4日(日) 14:00~16:00 北とびあ6階ドームホール	サヘル・ローズ氏 俳優	いま、世界では女性や子ども、さまざまな人々が 窮地に追いやられる状況が生まれている。 イランで生まれ、壮絶な経験をしてきたサヘル・ ローズ氏の講演を通して、世界に目を向け、そこ で暮らす人々に思いを馳せることにより、私たち にできることは何かについて考える機会となっ た。	99名 (120名) 区内在住の方
映画会 「ヒキタさん! ご懐妊ですよ」 6月11日(日) 14:00~16:00 北とぴあ6階ドームホール	_	不妊治療や出産といったライフイベントに夫婦が協力し合いながら共に取り組み乗り越えていくことの大切さを考える機会となった。 〈映画の概要〉 子どもは作らず、夫婦2人だけで生きていこうと考えていた49歳の作家ヒキタクニオは、年下の妻サチの言葉をきっかけに妊活を始める。男性不妊に直面しながらも、ふたりは現実を受け止めながら、夫婦で力を合わせて全力で妊活に取り組んでいく。 (監督 細川徹/102 分/日本語字幕なし/2019年/日本)	89名 (120名) 区内在住の方



(2) 男女共同参画週間



(3) 北区さんかく大学

(3) 北区さんかく大学

男女共同参画社会を実現する力を身に付けた地域で活躍する人材を育成するため、男女共同参画の背景となる社会状況や制度等を広い視点から学ぶ講座を実施している。

<令和5年度実績>

<北区さんかく大学> 学校教育とジェンダー~学校の「男女平等神話」を問う~

時間: 各日 14:00~16:00 会場: スペースゆう多目的室 AB

コーディネーター: 笹川 あゆみ氏 (東京家政大学非常勤講師)

対象:原則、全回出席できる方

講座・日時	講師	内容	参加数(定員)	
第1回 男女平等教育をはばむ性別の壁 9月30日(土)	大竹 美登利氏 東京学芸大学 名誉教授	男女平等の理念で進められてきた昭和戦後以降の学校教育において、実現した改革や現在もまだ残る課題を確認した。家庭科が男女共修となり内容が一新された一方で、体育種目・制服などに男女別の扱いが残ること、進学先、高等教育機関就学率・専攻分野等の進路に男女差が依然としてあること、校長・副校長をはじめとする管理職に女性が少なく児童生徒が目にする教育現場の運営自体が男女平等とは言えないことを学んだ。	31名 (40名)	
第2回 ジェンダー平等の現場から 見えてくるもの ~スウェーデンと 日本の学校から~ 10月7日(土)	佐藤 麻里子氏 長野県佐久穂町 大日向小学校教諭	1960年代から社会のジェンダー平等を模索してきたスウェーデンでは「男の子だから」「女の子だから」を強調しない学校教育が行われていることを学んだ。また、オランダで広がったイエナプラン教育は、生徒自らが「選ぶ」「決める」「計画を立てる」ことを重視し「誰もが自分らしく成長していく権利を持っている」という考え方に沿っているということを学んだ。さらに、ジェンダーを意識した履歴を振り返る「ジェンダータイムライン」の重要性を確認した。	26名 (40名)	
第3回 包括的性教育によって 実現するジェンダー平等 10月14日(土)	田代 美江子氏 埼玉大学 教育学部教授	真のジェンダー平等を実現するためには、多様性を前提とし、相手の心と身体を大切に思いやり尊重し合う「性は人権」という認識を共有することができるような包括的性教育を行う必要があることを学んだ。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(ユネスコ編)では、5歳から性教育を始め、4つの年齢グループごとに科学的根拠に基づく性教育の内容が示されており、そうした包括的性教育が、初交年齢の遅延、リスクの高い行為の減少、コンドーム・避妊具の使用の増加等に結びついていることを確認した。	26名 (40名)	
第4回 進路選択とジェンダー 10月21日 (土)	河野 銀子氏 九州大学 男女共同参画推進室 教授	初中等教育では理数系教科の学力を含めて男女差はないにもかかわらず、わが国の高等教育就学率・選択する専攻分野・職業分野では性別による偏りが大きい。 進路選択の男女差には、現実社会の姿だけではなく、初中等教育現場や教育内容が影響していることを学んだ。「男子と女子で得意な科目が違う」「重要な物事や方針を定めるのは男性」という思い込みが、教員の教え方にも反映していること、そうした偏見や思い込みをなくそうとする取り組みが始まっていることを確認した。	30名 (40名)	
第5回 ジェンダー平等な社会をめざして 〜ふりかえりと意見交換を中心に〜 10月28日(土)	笹川 あゆみ氏 東京家政大学 非常勤講師	第1回から4回までの講義内容を振り返り、ジェンダー平等社会実現に向けての学校教育の課題について、ポイントをまとめた。また、①「講座の感想、気づき」、②「ジェンダー平等な社会実現のため、学校教育にできること」という2つのテーマにそって少人数グループで意見交換し、理解を深めた。	19名 (40名)	

(4)女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、キャリアアップや就労等に関するセミナーを実施している。

講 座・日 時・会 場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
エンパワーメントセミナー キッチンの窓をあけて、 社会とつながる ~ "楽しい" から始めよう~ 5月28日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室 AB	枝元 なほみ氏 料理研究家/ 認定 NPO 法人ビ ッグイシュー基金 共同代表/ 株式会社チーム むかご代表	自分らしくのびやかに生きる講師から、自身の生き方、経験談、ホームレスの自立を支援する「夜のパン屋さん」における活動、生きづらさに対して問題意識を持つことの大切さや人の持つ力等の幅広い話を伺った。また、料理研究家の技も紹介していただきながら参加者の交流タイムを行った。	25名 (30名) 区内在住の方
キャリアアップセミナー 人生そのものがあなたのキャリア 〜キャリアアップに自信はいらな い。言い訳をやめて望む生き方へ シフトしよう〜 11月18日(土) 10:00〜12:00 スペースゆう多目的室 AB	三橋 亜希子氏 株式会社 ビリーブハート 代表取締役	企業の中で派遣社員・正社員・管理職を経験し、その後、個人事業主として開業した講師のキャリアや人生の中での経験談を伺った。個人ワークやペアワークを通して、参加者自身の大切にしてきた価値観について考え、これまでの人生経験すべてが自身の「キャリア」であることを学んだ。また、講師がこれまでのキャリアから得た内容を伺い、参加者自身がこれからの人生や働き方について考えた。	25名 (30名) キャリアアップ に関心はあるけ れど一歩踏み出 せない方
再就職準備セミナー 第 1 日目 【マインド編】 自分を知ろう、 自己実現へはじめの一歩 ~ハロートレーニング急がば学べ~ 10 月 25 日 (水) 10:00~12:00 スペースゆう多目的室 AB	吉越 久恵氏 東京労働局 ハローワーク王子 職業相談部門 訓練担当 就職支援ナビゲーター	過去にどんなに素晴らしいキャリアを積んできた女性でも再就職の壁は高く苦労が伴う。そこで、再就職活動における不安や課題を整理しながら、ワークで自己理解を深めた。仕事探しに役立つハロートレーニング(職業訓練)で職業選択の幅が広がることも視野に入れ、未来の可能性をイメージした。また、ハローワーク個別相談の予約を受け付けた。	20名 (30名) 主に結婚・出 産・育児・介護 などの理由で現 在は離職中かつ 再就職を希望す る女性
再就職準備セミナー 第2日目 【実践編】 今日から考えるライフプラン ~これだけはおさえておきたいお金の話~ 10月26日(木) 10:00~12:00 スペースゆう多目的室 AB	大場 美由紀氏 みらいみゆき コンサルタント 事務所代表	人生 100 年時代、働き始める前にこれからかかるお金について学び、ライフプランを意識しながら、どう再就職活動をしていくかを考えた。ワークシートを利用し、漠然と抱いていたお金に対する不安を現実的にとらえ直すきっかけとした。社会保険や年金等について学んだ。また、第1日目と同様に、ハローワーク個別相談の予約を受け付けた。	20名 (30名) 主に結婚・出 産・育児・介護 などの理由で現 在は離職中かつ 再就職を希望す る女性







(4) 女性の活躍推進応援塾

(5) スペースゆう主催講座

第6次アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や、男女共同参画の啓発に関する講座を実施している。

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
DV理解基礎講座 安心できる家族をつくるために ~「タフラブ」を知る~ 11月25日(土) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室 AB (合同開催:子ども家庭支援センター)	信田 さよ子氏 原宿カウンセリン グセンター顧問/公 認心理師・臨床心 理士/日本公認心理 師協会会長	DV (ドメスティック・バイオレンス、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力)は、第三者に対して閉ざされがちな家庭内で起こりやすいとも言われている。そこで、安心できる家族をつくるために、手放す愛「タフラブ」について学んだ。また、自分と他者との境界線や言葉づかいなどについても考えた。	43名 (40名) 区内在住の方
企業向け ワーク・ライフ・バランス講演会 ハラスメントを生む組織と人の特性を知って拓く企業の未来! ~誰もが働きやすい職場とするための科学的処方箋~ 12月13日(水) 18:00~20:00 スペースゆう多目的室 AB	津野 香奈美氏 神奈川県立保健 福祉大学 大学院 ヘルスイノベーション研究科准教授	パワハラをデータに基づき構造的に解明してきた講師から、①何がハラスメントにあたるのか(判定基準は何か)、②パワハラが発生するメカニズム(個人の特性によるものと組織構造により発生するもの)、③ハラスメントが起きない組織にするにはどうすればよいのかを学んだ。	31名 (40名) 中小企業経営 者、人事・労務 管理担当者、テ ーマに関心の ある方
労働者向け ワーク・ライフ・バランス講演会 男性の働き方改革講演会 公認心理師による ワークライフ&ファミリー バランス講座 〜男性の家事や子育て参加へ〜 1月27日(土) 10:00〜12:00 スペースゆう多目的室 AB	道場 勇太氏 公認心理師	公認心理師である講師が日頃クライアントから 伺う悩みや自身の経験談を交えながら、参加者が 自身の働き方や生き方について考え、ワークライ フ&ファミリーバランスについて考える機会と なった。また、ファミリーバランスを考える上で のパートナーとの関係性やコミュニケーション についても考える機会にもなった。	9名 (30名) テーマに関心の ある方、ワーク ライフバランス とワークファミ リーバランスを 見直したい方
男女共同参画防災講座 どうする?外出中の災害 ~日常の習慣でこんなに変わる 安全対策~ 2月11日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室 AB (合同開催:防災・危機管理課)	国崎 信江氏 危機管理教育研究所 代表	いつどこで起こるかわからない地震や、近年発生頻度が増加している風水害を中心に、日頃からの備えを確認した。外出先で被災した際の避難行動や起き得る事故をイメージし、もしもの事態に備えて持っておきたいものについても確認した。防災グッズを買って満足するのではなく、家の耐震対策や日常にひそむ危機の回避までを包括的に捉えて防災対策を講じておくことの必要性を学んだ。	36名 (30名) 北区在住、 在勤、もしくは 在学の方
男性向け啓発講座 男性のためのアンガーマネジ メント講座 〜人間関係に役立つ、 怒りの感情コントロール術!〜 3月19日(火) 18:30〜20:30 スペースゆう多目的室 AB	江野本 由香氏 日本アンガーマネジ メント協会認定アン ガーマネジメント コンサルタント	怒りの感情を爆発させ人間関係に悪影響を与えて後悔しないように、カッとした時の対処方法やイライラ、ムカムカした時にどうすればよいのかを学んだ。前半では、問題となる怒りの正体を知り、後半では怒りを感じた時に、自分の「衝動」「思考」「行動」をそれぞれどのようにコントロールするかを確認した。	25名 (20名) テーマに関心の ある男性











(5) スペースゆう主催講座

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生・高校生が職業選択をする際の職域の拡大を図り、中学生・高校生に性別にとらわれることなく将来あらゆる 分野の職業に夢と希望をもってチャレンジしてもらうため、学校に様々な分野で活躍している方を講師として派遣し、 講師から職業選択の経緯・仕事のやりがい・苦心等に関する情報提供等を行っている。

<令和5年度実績>

開催校•日時	講師	職業	参加数 対象	
堀船中学校	小田嶋(良氏	パイロット	68 名	
6月6日(火) 13:30~15:20		7.1251	2 学年	
桐ヶ丘高等学校	久常 涼氏	消防士	91名	
6月16日(金)10:30~11:30	次市 凉风	が自めて	1•2•4 学年	
浮間中学校	新田・ユリ氏	指揮者	179名	
6月30日(金) 14:25~15:15	利田・ユグ氏	187年日	1 学年	
私立武蔵野中学校	五十嵐 久枝氏	インテリアデザイナー	86名 1~3学年	
7月14日(金)9:00~10:00	五十風。入仅以			
桐ケ丘中学校	鈴木 啓美氏	フェアトレード	141 名 2 学年	
10月13日(金)13:30~15:10	11八 古夫以			
神谷中学校	篠原 奈緒子氏	照明設計	136名	
11月17日(金)14:30~15:30	除尽一示陷于人	있었다 기업 교육 1	1~3 学年	
十条富士見中学校	郡司 芽久氏	研究者	123名 1 学年及び保護者 21名	
12月2日(土)9:40~10:40		WIXT		
明桜中学校	郡司 芽久氏	研究者	211名	
12月9日(土)10:00~10:45		切九日	1 学年	
飛鳥高等学校	大塚 紀子氏	鷹匠	229名 2学年	
12月19日 (火) 10:45~11:35	八场 心工人	晨 U		







フェアトレード

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン

(7)区民企画協働事業

第6次アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や男女共同参画の啓発につながるテーマの講座等を企画運営する区民等団体を募集し、協働で事業を実施している。

<令和5年度実績>

講 座・日 時・会 場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
100 年時代をどう生きる?ママのためのキャリア講座 ①キャリアの選択力を高める!自分らしいキャリアの選び方②はじめてのリスキリング/Webマーケティングを学ぼう ①9月13日(水)②9月27日(水) 各日10:00~12:00スペースゆう多目的室 AB	企画・運営: 一般社団法人デジタル ワークママ協会 講師①②武尾 はるか氏 (一社) デジタルワーク ママ協会代表 講師①関 まりこ氏 HAPPINESS ハピネス 代表	「子育ても仕事も」と母親の働き方が変化している現在、自分らしいキャリアの選び方とリスキリングの心構えを学んだ。 ①は、自分らしいキャリアを考える出発点となるよう、自己分析を行うワークショップを行った。②は、「気になるけれどIT やWebの仕事は未経験」の方向けの入門講座。Webの仕事を少し体験できるワークショップを行った。	①19名 (20名) キャリアを考えた い女性、テーマに 関心のある女性 ②20名 (20名) 新しいスキルを学 びたい女性、テーマに関心のある女
東年期について知り、備えて、	企画・運営: ママと子と地域をつなぐ 〜ゆう紬 講師①②赤田 久美子氏 ママと子と地域をつなぐ 〜ゆう紬代表/助産師 講師③後藤 友美氏 株式会社 SUSTAINABLEME 代表取締役/作業療法士	更年期を無視して過ごすのではなく、自分のカラダ・ココロと向き合い、40~50代をイキイキ過ごすことができるよう、更年期の基礎知識を学んだ。体操(エクササイズ)の回では、自分の現在の体力や筋力を知り、更年期に備えるために身体の整え方について医療従事者からポイントを教えてもらった。	①14名 (30名) 30~50代の女性 ②13名 (30名) 30~50代の男女 ③17名 (24名) 30~50代の女性





(7)区民企画協働事業

(8) 出前講座

多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供することにより区民の男女共同参画に関する理解をさらに深めるため、地域に直接出向いて講座を実施している。

<令和5年度実績>

講座	開催村	交•日 時	講師	内	容	参加数 対象
		中学校				63名
	2月28日(水)			3 学年		
	大羽岩》	淵中学校			180名	
	3月5日(火)	13:30~14:20				3学年
		中学校				183名
	3月6日(水)	10:40~11:40				3学年
	明桜中	中学校	NPO法人レジリエンス	中学生や高校		179名
デートDV	3月6日(水)	13:30~14:15	 	DV について		3学年
講座	田端中	中学校	西山 さつき氏 一 大番 一 大番氏	DV を未然に 対応方法につ		87名
	3月8日(金)	9:00~10:30		だ。	3学年	
	浮間。	中学校				144名
	3月12日(火)	10:40~11:40				3学年
	桐ケ丘	中学校				128名
	3月12日(火)	13:30~14:20				3学年
	赤羽北桜	高等学校 				300名
	3月22日(金)	9:40~10:30				1~2 学年

(9)人権啓発事業

国が定める「人権週間(12月)」にあわせ、講演会等を実施している。 ※令和5年度は10月に実施

<令和5年度実績>

講 座•日 時•会 場	劇団	内容	参加数 (定員) 対象
拉致問題への認識を深め、拉致問題 の悲劇を心から理解していただく 一助とするための舞台劇 10月4日(水) 13:30~16:00 北とぴあ さくらホール	劇団 夜想会 脚本・演出 野伏 翔	当時中学一年生だった横田めぐみさんが新潟で拉致された当時から現在に至る拉致問題の経緯、めぐみさんや田口八重子さんたち拉致被害者の北朝鮮での生活等を描いた舞台劇を鑑賞し、拉致問題という重大な人権侵害についての理解を深めた。	約 1,000 名 (1,300 名) 一般



(9)人権啓発事業

(10) スペースゆう読書会 Light House - ライトハウスー

フェミニズムやジェンダー、人権、性の多様性等についての学びを深める機会の提供と、継続的に学び合うことができる仲間との出会いや交流を支援するため、定期的に読書会を実施している。

<令和5年度実績>

スペースゆう読書会 Light House ーライトハウスー

時間: 各日 14:00~16:00 会場: スペースゆう多目的室 AB

講師:笹川 あゆみ氏(東京家政大学非常勤講師)

対象:一般

日時	課題図書	内容	参加数(定員)
第1回 5月13日(土)	「かもめ・ワーニャ伯父さん」 チェーホフ/著 神西 清/訳 新潮文庫 1967年9月		8名 (10名)
第2回 8月5日 (土)	「草の花」 福永 武彦/著 新潮文庫 1956年3月	講師が課題図書の解説を行った 後、課題図書を通して考えたこと	7名 (10名)
第3回 12月2日 (土)	「わたしを離さないで」 カズオ・イシグロ/著 土屋 政雄/訳 ハヤカワ epi 文庫 2008 年 8 月	や感じたことについて、参加者が 意見交換を行った。	7名 (10名)
第4回 3月2日(土)	「そして、バトンは渡された」 瀬尾 まいこ/著 文春文庫 2020年9月		8名 (10名)

(11) にじいろ交流スペース KITA

セクシュアルマイノリティ当事者に対し、安心して話せる仲間との出会いや居場所の提供と、困難を抱える当事者を適切な 相談に繋げるため、セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方を対象とした交流会を実施している。

<令和5年度実績>

にじいろ交流スペース KITA

時間: 各日14:00~15:30

会場: 非公開

対象: セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方

日時	運営	テーマ	参加数(定員)
第1回 4月16日(日)		新たな仲間との出会い	11名 (15名)
第2回 7月9日 (日)	レインボーノッツ 合同会社	好きな映画や本について話そう	5名 (15名)
第3回 12月17日 (日)		ライフプラン	10名 (15名)

(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業

性の多様性に関する区民への意識啓発を図るため、区民を対象とした性の多様性をテーマとした講座等を実施している。

<令和5年度実績>

日 時・会 場	運営	内容	参加数 (定員) 対象
9月10日(日) 14:00~15:30 多目的室AB	レインボーノッツ 合同会社	映画「片袖の魚」上映会の後、監督:東海 林毅氏、時枝穂氏をゲストに招いたアフタ ートークを実施した。	28名 (30名)

(13) 共催事業

男女共同参画社会を推進するため、登録団体や大学等と協働で事業を実施している。

事 業 名 日 時 会 場	主催団体	内容	参加数 対象
2023 ねっとわーくまつり 5月20日 (土) 13:00~16:30 5月21日 (日) 10:00~16:30 北とぴあ5階 スペースゆう 北とぴあ6階 ドームホール	北区男女共同参画推進ネットワーク	「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合い、共に生きる社会をつくるために」をテーマに、区民への啓発普及と区民との交流を目的とした講演会、会員団体活動紹介・ステージ発表、映画上映会、展示・販売等を行った。 ①講演会 「性教育 いつから、どのように?」講師:染矢 明日香氏 (NPO 法人ピルコン理事長) 対談相手:岩崎 眞有美氏 ②会員団体活動紹介・発表会 ミュージックベル演奏、ソロライブ、鍵盤ハーモニカ演奏など ③映画上映会 「こどもかいぎ」 ④展示・販売その他 北区男女共同参画推進ネットワーク 及び同団体会員の活動報告など	オープニン グセレモニ - 35名 ① 85名 ② 47名 ③146名 ④187名 一般



(12) Kita-Ally ロゴマーク



(13) 共催事業

(14) その他の啓発事業

- ●男女共同参画に関する啓発
 - ・中央図書館での特設コーナー設置 5月26日(金)~6月21日(水) 男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
 - 平和祈念週間でのパネル展示 8月1日(火)~8月5日(土) 総務課が主催する「平和祈念週間事業」の一環で、男女共同参画に関するパネルを展示した。

●DV に関する啓発

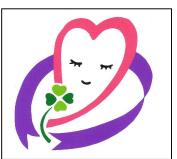
- ・コミュニティバスのラッピング 11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマーク (女性への暴力の根絶運動で用いられる、支援や声明を表すアウェアネス・リボン)をラッピングした。
- ・中央図書館での特設コーナー設置 10月27日(金)~11月22日(水) DV(デートDV 含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・学園祭でのグッズ配布や展示 10月28日(土)・10月29日(日) 東京成徳短期大学の学園祭(桐友祭)に参加し、デート DV 等についての啓発グッズの製作や配布、記念写真スポットの 設置を行った。
- ・区内商業施設「イトーヨーカドー赤羽店」の協力による「パープル・ライトアップ」の実施 11月22日(水)~11月25日(土)



平和祈念週間事業でのパネル展示



学園祭でのグッズ配布や展示



北区パープルリボン シンボルマーク





パープル・ライトアップ

2 相談事業

く過去5か年度の相談種類別 相談件数>

種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)こころと生き方・DV相談	617	674	731	684	718
(2)DV専用ダイヤル(電話相談)	75	99	86	76	88
(3)女性のための法律相談 ※1	65	67	70	58	82
(4) にじいろ電話相談 ※2	_	11	10	5	21
(5) にじいろ法律相談 ※3	_			6	1
(6)女性のためのLINE相談To U ※3	_	_		232	226
合計	757	851	897	1,061	1136

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は枠数を減らして実施

※2 令和2年度から開始

※3 令和4年度から開始

(1) こころと生き方 · DV相談

女性相談(女性の専門員による相談):面接相談 一回45分、電話相談 一回30分

毎週火曜日 10:00~16:45 (6枠) 第1水曜日 15:00~19:45 (5枠) 第2・4水曜日 13:00~17:45 (5枠)

第3水曜日 10:00~14:45、17:00~19:45(7枠)

第1・3・5金曜日 10:00~15:45 (5枠) 第1・3土曜日 10:00~11:45 (2枠) 第2・4土曜日 10:00~15:45 (5枠) 第1・3日曜日 10:00~15:45 (5枠)

男性相談(男性の専門員による相談):電話相談 一回30分(面接相談なし)

第1木曜日 16:00~19:30 (5枠) 第3土曜日 13:00~16:30 (5枠)

<令和5年度実績>

①利用状況(予約・受付等)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件	数	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718
うち	男性	9	5	6	6	8	7	8	7	5	4	9	6	80
内	来所	38	38	49	38	43	41	39	41	47	39	46	51	510
	電話	20	19	18	14	18	21	24	19	15	12	17	11	208
訳	(夜間)	5	3	3	4	4	2	10	7	9	3	11	6	67
相談	枠数	90	81	95	84	96	84	90	85	90	74	79	88	1,036
相談	日数	17	15	18	16	18	16	17	16	17	14	15	17	196

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	_	-	_	_
1014	無	_	-	-	-	1	-	-	1	_	_	1	-	_	
20代	有	2	1	1	1	2	_	1	_	_	_	_	_	8	9
2010	無	_	-	_	-	-	_	-	-	1	_	-	-	1	9
30代	有	9	11	7	9	10	11	11	13	8	11	13	9	122	145
3014	無	1	2	2	4	2	1	3	2	2	1	2	1	23	145
40代	有	5	7	7	7	10	9	9	10	10	7	10	9	100	151
401	無	5	4	7	8	4	6	2	2	5	_	4	4	51	151
50代	有	10	10	14	8	12	14	14	13	18	14	14	19	160	283
3014	無	13	11	10	6	10	11	10	12	11	9	9	11	123	203
60代	有	4	4	10	5	5	2	3	З	4	4	5	6	55	76
001	無	4	2	3	-	_	3	5	_	1	2	1	_	21	70
70代	有	_	-	1	1	1	1	1	_	-	-	-	-	5	39
7010	無	4	2	3	3	3	2	3	2	2	3	4	3	34	39
80代	有	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	11
以上	無	-	1	2	_	2	1	1	3	_	_	1	_	11	11
不	明	1	2	_	-	-	1	_	-	_	-	-	-	4	4
合	計	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718	718

③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	16	14	23	15	15	16	11	15	12	11	15	15	178
生き方	8	9	10	10	17	10	19	21	10	9	11	15	149
こころ	14	11	7	4	3	9	10	5	12	7	4	11	97
からだ	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	2	_	10
夫 婦	12	10	13	12	0	11	0	9	8	7	12	8	120
子ども	5	10	10	7	6	6	7	6	7	5	6	5	80
家 庭	1	1	2	1	7	4	3	2	8	8	6	2	45
仕 事	1	2	2	2	ω	5	Ω	1	4	Ω	5	5	36
その他	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	2	1	3
合 計	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718

(2) DV専用ダイヤル(電話相談)

専門員による相談

火~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	10	4	9	5	10	13	6	8	4	9	2	8	88





(3)女性のための法律相談

女性の弁護士による法律相談: 一回30分 第1土曜日 9:30~11:45(4枠) 第3木曜日 17:00~19:15(4枠)

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	8	8	7	7	7	7	7	7	6	5	6	82
相談枠数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

②年齡別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_
1011	無	_	-	-	-	-	-	-	1	_	_	-	-	_	
20代	有	-	_	_	-	_	1	_	_	1	-	_	-	2	2
2011	無	_	_	_	-	_	-	-	-	_	_	-	-	_	
30代	有	2	2	2	2	_	_	1	_	_	2	1	_	12	16
3011	無	1	-	-	1	1	-	-	1	_	-	-	-	4	10
40代	有	1	1	1	-	2	3	4	-	2	1	1	3	19	22
4011	無	1	-	-	1	-	-	-	-	_	1	-	-	3	
50代	有	2	1	3	2	1	2	1	2	3	2	2	1	22	26
0011	無	_	_	_	_	2	1	_	_	_	_	1	-	4	20
60代	有	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	-	-	_	5
0011	無	_	-	-	1	1	-	1	1	1	-	-	-	5	
70代	有	-	1	-	-	-	-	-	1	-	_	_	-	2	6
	無	_	1	_	-	_	-	_	1	-	_	-	2	4	
80代	有	-	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	-	_	3
以上	無	_	1	2	-	_	-	-	_	-	-	_	-	3	5
不明		_	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	2
合言	†	7	8	8	7	7	7	7	7	7	6	5	6	82	82

③相談内容別件数(含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	4	5	4	4	1	6	6	5	3	5	2	4	49
財産分与	2	2	3	2	-	1	4	1	1	1	1	2	20
相続	2	1	2	2	3	-	1	-	1	1	-	2	15
養育費	_	1	2	1	1	2	1	-	-	2	1	3	14
夫婦別姓	_	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	1	1
結婚	_	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1
子ども	1	_	2	_	2	-	1	2	1	2	1	2	14
人間関係	_	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	1	5
暴力	4	2	2	2	1	1	4	1	2	1	-	2	22
セクハラ	_	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
仕事	_	-	1	2	-	-	-	-	_	1	1	-	5
隣家トラブル	_	-	-	-	2	1	-	1	-	1	-	-	4
金銭トラブル	1	2	1	_	_	-	1	1	1	-	-	-	7
賃貸契約	_	-	-	1	-	ı	-	1	1	-	-	-	2
その他	1	2	2	2	-	-	1	1	4	1	2	-	16
合 計	15	15	19	17	13	11	19	12	15	15	8	17	176

(4) にじいろ電話相談

専門員による相談: 一回20分程度 第1 土曜日 14:00~17:00

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	_	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
20代	-	-	-	_	-	1	_	_	2	1	-	-	3
30代	_	ı	1	-	1	1	-	1	1	1	1	1	6
40代	_	-	_	-	_	-	_	1	1	1	-	-	3
50代	-	_	_	_	1	1	_	_	-	_	_	-	2
60代	-	1	-	-	-	_	_	_	-	1	-	1	-
70代以上	-	-	-	-	-	_	_	_	-	1	-	-	-
不明	1	-	1	1	1	1	2	-	-	_	-	_	7
合 計	1	-	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21

③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	_	_	1	_	2	1	_	1	1	1	1	1	9
仕事•経済	_	-	1	-	1	-	1	_	-	-	_	-	1
家族•親族関係	-	-	1	-	1	-	-	_	-	-	-	-	2
他との人間関係	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	2
SOGI関係	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1
社会資源 (医療)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
社会資源 (福祉)	_	-	-	-	-	-	-	-	1	-	_	-	1
社会資源 (教育)	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (法律)	_		-	1	-	-	-	_	_	ı	_	-	1
その他	1	_	-	-	-	1	1	_	1	-	_	-	4
合 計	1	-	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21

(5) にじいろ法律相談

専門の弁護士による相談: 一回35分 第4日曜日 10:00~11:30(2枠)

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	_	_	_	_	1	-	_	_	_	-	-	_	1
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
20代	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	_	-	1	_	1	-	-	-	-	1	1
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誹謗中傷	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
ハラスメント	-	-	-	1	-	-	-	_	_	-	-	-	-
カミングアウト	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
アウティング	-	_	_	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-
パートナー関係	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族・子育て	-	_	-	-	1	-	-	_	-	-	-	-	1
法制度	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
施設•設備	_	_	-	_	_	-	-	_	_	-	_	-	-
DV	-	_	_	-	_	-	_	_	-	-	-	1	-
その他	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	_	-
合 計	ı	-	_	-	1	-	_	_	-	-	-	-	1

(6) 女性のためのLINE相談To U (トゥユー)

専門員によるLINEでの相談: -回30分程度 毎週木曜日・土曜日 18:00~21:00

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226
うち男性	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-
相談日数	8	7	9	9	9	8	8	8	7	7	9	9	98

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	7
1010	無	_	-	-	-	1	3	_	-	2	-	-	1	7	1
20代	有	5	2	2	2	1	3	1	З	1	1	-	1	22	26
2010	無	1	-	-	1	1	1	-	ı	_	_	-	-	4	20
30代	有	4	1	1	1	-	-	2	2	4	1	4	1	21	119
3010	無	12	4	4	4	11	10	6	10	10	8	11	8	98	119
40代	有	1	4	1	1	1	2	2	2	3	-	3	5	25	30
401	無	4	-	-	-	1	ı	-	ı	_	_	-	-	5	30
50代	有	2	1	1	-	-	2	-	-	-	_	-	-	6	44
301	無	5	4	4	6	6	2	-	1	3	2	1	4	38	44
60代	有	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	_
001	無	_	_	-	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	
70代	有	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
7010	無	_	_	-	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	
80代	有	_	-	-	-	_	_	_	-	-	_	-	-	-	
以上	無	_	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	-	
不	明	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-
合	計	34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226	226

[※]職業無には不明も含む

③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	_	-	-	-	1	3	-	-	2	-	-	-	6
友 達	3	1	1	1	-	1	1	_	-	1	1	-	6
家族	6	2	1	3	4	4	4	3	1	1	2	4	35
仕 事	3	3	3	1	1	1	2	1	5	1	5	3	28
お金	_	1	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	1
恋愛	5	-	3	-	2	-	-	-	2	1	2	3	18
妊 娠	_	_	_	1	_	_	-	_	_	_	_	1	2
メンタル	9	3	2	10	7	7	1	10	7	4	3	6	69
ネットトラブル	_	-	-	_	_	-	_	_	1	-	-	-	1
暴力	_	1	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	3
その他	8	5	4	_	4	6	1	3	4	4	3	2	44
回答なし・不明	_	1	_	_	2	1	1	1	1	2	3	1	13
合 計	34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226

3 施設運営

<過去5か年度の施設別 利用件数及び人数>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	多目的室	645	446	545	704	680
件数	ミーティング ルーム	216	69	110	145	158
计载	情報コーナー	74	121	62	65	61
	活動コーナー	231	308	352	285	152
Ê	清十	1,166	944	1,069	1,199	1,051
	多目的室	8,354	4,514	5,678	7,774	7,470
人数	ミーティング ルーム	1,221	308	506	714	740
八奴	情報コーナー	88	130	70	74	79
	活動コーナー	92	316	352	507	514
Ê	清十	9,755	5,268	6,606	9,069	8,803

(1)多目的室利用状況

<令和5年度実績>

①時間別利用状況

月	午前(9時	~12時)	午後(18	寺~5時)	夜間(68	寺~9時)	合	合計 	
Л	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4月	28	244	31	382	5	64	64	690	
5月	26	263	25	330	7	83	58	676	
6月	31	244	27	296	7	75	65	615	
7月	27	339	26	435	6	38	59	812	
8月	21	195	22	287	4	36	47	518	
9月	25	243	25	352	5	77	55	672	
10月	29	251	23	314	12	140	64	705	
11月	27	250	24	291	7	83	58	624	
12月	23	186	24	255	8	110	55	551	
1月	19	147	21	225	8	98	48	470	
2月	22	166	23	285	9	118	54	569	
3月	24	161	23	264	6	143	53	568	
合計	302	2,689	294	3,716	84	1,065	680	7,470	
月平均	25	224	25	310	7	89	57	623	

②部屋別利用状況 (件数)

月	多目的室A·B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	18	21	25	64
5月	27	12	19	58
6月	20	18	27	65
7月	26	14	19	59
8月	17	15	15	47
9月	25	13	17	55
10月	34	12	18	64
11月	25	15	18	58
12月	23	15	17	55
1月	19	12	17	48
2月	21	18	15	54
3月	24	13	16	53
計	279	178	223	680

③曜日別利用状況

	火	曜	水	曜	木	曜	金	曜	土	.曜	В	曜	合	計
月	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	12	108	11	130	16	167	12	111	6	94	7	80	64	690
5月	10	86	80	71	12	103	9	90	10	149	9	177	58	676
6月	12	107	10	115	19	158	11	98	6	87	7	50	65	615
7月	7	51	10	193	15	186	11	169	10	151	6	62	59	812
8月	11	121	80	111	11	79	4	25	9	139	4	43	47	518
9月	7	76	10	170	13	132	11	75	8	143	6	76	55	672
10月	13	84	10	84	14	147	12	95	10	220	5	75	64	705
11月	13	113	0	111	12	85	10	62	8	172	6	81	58	624
12月	9	81	10	115	11	100	11	91	7	84	7	80	55	551
1月	9	84	80	79	9	99	11	88	6	72	5	48	48	470
2月	7	68	9	89	17	167	9	72	9	115	3	58	54	569
3月	6	118	10	100	13	112	11	103	7	81	6	54	53	568
合計	116	1,097	113	1,368	162	1,535	122	1,079	96	1,507	71	884	680	7,470

(2) その他の施設の利用内訳

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合	合計	
Ħ	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4月	5	7	24	145	15	42	44	194	
5月	5	6	15	76	18	64	38	146	
6月	6	6	14	57	15	40	35	103	
7月	8	8	11	44	13	42	32	94	
8月	6	8	8	25	13	50	27	83	
9月	5	5	12	67	14	41	31	113	
10月	5	9	16	80	10	34	31	123	
11月	5	5	10	44	16	56	31	105	
1 2月	2	2	14	47	8	28	24	77	
1月	7	13	14	56	14	47	35	116	
2月	4	7	11	54	6	25	21	86	
3月	3	3	9	45	10	45	22	93	
合計	61	79	158	740	152	514	371	1,333	
月平均	5	7	13	62	13	43	31	111	



4 団体登録状況

<過去5か年度の団体登録状況>

	新規登録数	登録数
令和元年度	3件	55団体
令和2年度	5件	58団体
令和3年度	6件	60団体
令和4年度	3件	50団体
令和5年度	2件	52団体

[※]新規登録数・登録数は、いずれも各年度末日時点の状況

5 情報コーナー (所蔵数・貸出状況)

(1) 所蔵数

図書	3,722 冊		
ビデオ・DVD	69本		
合計	3,791 点		

※図書、ビデオ・DVDの所蔵数は、いずれも令和5年度末日時点の数

(2)貸出状況

図書・雑誌	278 冊	
ビデオ・DVD	47本	
合計	325点	
	(延人数:211 名)	



○参考資料

東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下の平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個 人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社 会を実現することを目指して、ここに、この条例を 制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)に参画すること(以下「男女共同参画」という。)の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、 必要な範囲内において男女のいずれか一方に 対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内 で事業活動を行う個人及び法人その他の団体 をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に より、相手に不快感若しくは不利益を与え、又 は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲 げる事項を基本理念として定める。
 - 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
 - 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく 社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民 が多様な生き方を選択できる社会づくりが推 進されること。
 - 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、 あらゆる分野における政策及び方針の立案及 び決定に共に参画できる機会が確保されること。
 - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場 において、男女共同参画の視点を踏まえた教育 が推進されること。
 - 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援 の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事そ の他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにそ の意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が 保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。
- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」という。)を行ってはならない。

(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、 性別に起因する人権侵害を助長することのない よう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴 力的行為を誘発することのないよう配慮するも のとする。

(区の責務)

- 第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の 推進に関する施策 (積極的格差是正措置を含む。 以下「関連施策」という。)を策定し、総合的か つ計画的に推進するものとする。
- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制 の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者 並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的 に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

- 第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画 に関する理解を深め、あらゆる分野の活動におい て男女共同参画の推進に取り組むよう努めるも のとする。
- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に おいて男女共同参画を推進し、男女が育児、介護 その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との 均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

- う努めるものとする。
- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共 同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本的施策)

- 第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の 各号に掲げる施策を行うものとする。
 - 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
 - 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
 - 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参 画に関する格差が男女間に生ずることのない よう必要な措置を講ずるための施策
 - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
 - 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭 生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和 のとれた生活を営むことを支援する施策
 - 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共 に健康な生活を営むことを支援する施策
 - 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

(行動計画)

- 第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たつては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広 く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策 の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公 表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

- 第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の 附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四 項の規定により行動計画の策定及び変更につ いて調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共 同参画推進に関する事項について調査研究を 行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京 都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見 を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参 画の推進に理解と識見を有するもののうちから 区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、東京都北区規則(以下 「規則」という。)で定める。

第四章 苦情への対応 (苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号 に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

- 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別 等男女共同参画の推進を阻害すると認められ る事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等の あった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている 事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決 定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われ た処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

- 第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区 男女共同参画苦情解決委員会(以下「苦情解決委員会」という。)を設置する。
- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やか に苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女 共同参画の推進に深い理解と識見を有する者の うちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再 任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。 ただし、第十条第二項(審議会に係る部分に限る。)、第三章(第十三条第二項第三号の規定は除く。)及び付則第三項(苦情解決委員会に係る部分を除く。)の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項(苦情解決委員会に係る部分に限る。)の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている東京 都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定に より策定された行動計画とみなす。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正)

東京都北区スペースゆう条例

(平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号)

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共 同参画社会を実現するための諸施策の推進並び に区民の自主的な活動拠点として、東京都北区ス ペースゆう(以下「スペースゆう」という。)を 東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。

- 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関すること。
- 二 男女共同参画をめざす区民(区内に在勤する者 及び在学する者を含む。)相互の交流の機会及び 場の提供に関すること。

- 三 女性総合相談事業に関すること。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書そ の他の資料の収集及び提供に関すること。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

- 第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び東京都北区規則(以下「規則」という。)で 定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画 を推進するために使用する者で、次に掲げるもの とする。
- 一 東京都北区(以下「区」という。)と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

- 第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び規則で定める附帯設備(以下「施設等」とい う。)を使用しようとする者は、規則で定めると ころにより申請し、区長の使用承認を受けなけれ ばならない。
- 2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。
- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められると き。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不適当と認めると き。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料(以下「使用料」

と総称する。) を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用 料をその五割の範囲内で減額し、又は免除するこ とができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区 長が特別の理由があると認めたときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸 してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

- 第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、 使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しく は停止することができる。
- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したと き。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設 を現状に回復しなければならない。前条の規定に より使用承認を取り消され、又は使用を停止され たときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。 ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた ときは、その額を減額し、又は免除することがで きる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学 館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都 北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都 北区北とびあ科学館条例の規定によりなされた プラネタリウムホール及び当該プラネタリウム ホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の 申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホ ール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な 準備行為は、この条例の施行前においても行うこ とができる。

付 則(平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則(平成二七年七月三日条例第五一号) (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同 参画センター条例別表の規定は、この条例の施行 の日(以下「施行日」という。)以後に承認する 使用に係る使用料について適用し、施行日前に承 認した使用に係る使用料については、なお従前の 例による。

付 則(平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前	午後	夜間
	(午前九	(午後一	(午後六
	時~午後	時~午後	時~午後
施設名	零時)	五時)	九時)
多目的室	1,440円	2,240円	2,880円
A • B	1,440 円	2, 240 円	2,000円
多目的室A	720 円	1,120円	1,440円
多目的室B	720 円	1,120円	1,440円

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」 事業概要(令和6年度事業概要及び令和5年度事業報告)

★発行 令和6年5月 北区総務部多様性社会推進課 北区王子 1-11-1 北とぴあ5階 03-3913-0161 (ダイヤルイン)

> 刊行物登録番号 6-1-024